

住宅用火災警報器の 悪質訪問販売にご注意！



被害発生情報！

令和2年7月、東大阪市で70代の女性が「つけていなかったら罰金40万取られる」と嘘を言われ、住宅用火災警報器の購入を迫られたものの、作業をせず、現金1万6000円をだまし取られた被害が確認されました。

この詐欺グループは10月に、大阪府警が書類送検しましたが、同様の悪質な訪問販売に注意してください。

〈過去に報告のあった代表的な被害事案〉

- ・高齢者（79歳）宅に男性2名が訪問し、「住宅用火災警報器が法律で必要。もう大体付いている。8万円かかる。」と現物を見せながら説明。「手持ちがない。」と断ると、「頭金だけでも良い。」と言われ、2万円を支払う。住宅用火災警報器も設置せず、「領収書を取りに行く。」と言ったきり戻ってこなかった。
- ・一人暮らしの高齢者（80歳代）宅に男性2名が訪問し、「もしボヤがあったら感知器が鳴る。」と言って、住宅用火災警報器を1階居間と2階階段に1つずつ設置。20万円を請求され、支払う。

- ・消防職員が調査のために訪問することはあっても、販売することはありません！
- ・定期的な点検は、専門の業者でなくても、点検ボタンを押すことで、誰でも簡単に点検できます。
- ・疑わしい事例に遭遇した場合は、近くの消防署や消費生活センター（<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>）等にご相談ください。



住宅用火災警報器について詳しくはこちら

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/section/koiki/shobo/yobo/keihou.html>